

①～③は、すべての世帯必ず提出する書類です！

※④～⑩は、あてはまる方は提出してください！

※すべて原本での提出となります(写しの記載があるものを除く)

提出書類	備考
① <b>収入申告書</b> ※この冊子の一番うしろの用紙です (アンケート用紙の前ページ)	期間中は窓口が大変混み合います。 事前に記入してお持ちください。
② <b>令和5年度 所得証明書</b> (令和4(2022)年1月1日～ 令和4年(2022)年12月31日までの所得)  (令和5年度(令和4年分))	令和5(2023)年10月1日までに、16歳以上になる方が対象 年金受給者、生活保護受給者、学生、無職の方も必要です。 (所得のない方でも、所得なしの証明をするため提出が必要です。) ※6/1以降に市町村役場で取得してください。
③ <b>住民票謄本</b> (入居者全員が記載されているもの)	本籍・世帯主・筆頭者・続柄の全部が記載されているもののみ有効 ※住民票コード・個人番号(マイナンバー)は省略。 ※市町村役場で取得してください。

その他該当するものがあれば下記も提出してください。※各種控除の対象となります。

提出書類	対象
④ 戸籍謄本(全部事項証明)	・1人で団地に住んでいる方(単身入居) ※生活保護世帯を除く ・母子父子世帯の方 (親子で別戸籍の場合は、その双方のものがが必要です。) ・離婚・死別の後、再婚されていない方 5ページで寡婦又はひとり親控除に当てはまるかご確認下さい。
⑤ 新しい勤務先の収入証明書	令和5年(2023)年1月2日以降に勤務先が変わった方 (収入証明書には会社の証明印が必要です)8ページをご利用下さい。
⑥ イ. 離職票 ロ. 雇用保険受給資格者証の写し ハ. 退職証明書 上記のいずれか	令和5年(2023)年1月2日以降に退職し、現在も無職の方 イ⇒退職した職場からもらってください。 ロ⇒ハローワークでもらったもの ハ⇒この冊子の12ページをご利用ください。
⑦ 市町村発行の扶養証明書	団地に同居していない親族を扶養している方
⑧ 生活保護受給証明書	生活保護を受給している方 (生活保護受給者証・住民票謄本・所得証明の提出が必要です)
⑨ 障がい者手帳の写し(有効期限内のもの)	各種障がいの認定を受けている方
⑩ 外国人登録原票記載事項証明書	住民票の交付が受けられない外国籍の方

※住民票謄本等の公的書類は、発行後3ヵ月以内のものに限ります。

※令和5年度(令和4年分)の所得証明書は令和5年1月1日現在に所在していた市町村で交付を受けてください。

※令和5年度(令和4年分)の所得証明書の交付開始日は6月1日からとなります。

※市町村税の申告をしていない者は証明書の交付を受けられない場合もありますので市町村の税務担当窓口でご相談ください

※16歳以上の者で所得の無い場合は所得無しの所得証明を提出してください(学生でも必要)

※世帯分離の住民票謄本は受付できません。必ず世帯を一つにしてください。

※必要書類についてご不明な点等ございましたら必ず事前にご連絡ください。

世帯構成に変更がある場合は、事前手続きが必要です。

- ◎子どもが生まれた
- ◎名義人以外の同居者が転出した
- ◎同居者が亡くなった
- ◎配偶者または3親等以内の親族を同居させる場

県営住宅の同居者（名義人以外の方）が、出生・転出・死亡した場合は、必ず届出を行ってください。

### 出生

（必要書類）

- ① 同居者異動届
- ② 住民票謄本（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）

### 死亡

（必要書類）

- ① 同居者異動届
- ② 住民票の除票（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）

### 進学、就職等 により転出

（必要書類）

- ① 同居者異動届
- ② 住民票の抄本（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）  
（同じ市町村へ引っ越しした場合）
- ③ 住民票の除票（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）  
（他の市町村へ引っ越しした場合）

### 離婚により転出 （名義人を除く）

（必要書類）

- ① 同居者異動届
- ② 住民票の抄本（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）  
（同じ市町村へ引っ越しした場合）
- ③ 住民票の除票（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）  
（他の市町村へ引っ越しした場合）
- ④ 戸籍謄本  
\*婚姻関係にある方が、単なる別居による転出は認められません（世帯分離）

# 同居承認申請

県営住宅に新たに親族を同居させたい場合や、一度転出した方を再度同居させたい場合でも、必ず下記の申請を行い沖縄県の承認を受けてください。

同居には一定の要件があり、審査が必要です。現在の世帯収入状況や新たに同居希望される方の収入額によっては、新たな同居を許可（承認）できない場合があります。

- ※ 同居させることができる親族の範囲が限られています。（配偶者・3親等以内の親族）
- ※ 収入基準を超えている場合は承認されません。
- ※ 沖縄県の承認を受けるには申請書提出後、**約1ヵ月程**時間を要します。申請の際は余裕をもって手続きを行ってください。
- ※ **県の承認を受けてから、市区町村役場で住民票転入手続きを行ってください。**

## （必要書類）

- ① 同居承認申請書
- ② 誓約書
- ③ 住民票謄本（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）
- ④ [島外から引っ越ししてくる場合] 事前にお問い合わせ下さい。
- ⑤ [島内での引っ越しの場合] 同居予定者の住民票謄本  
（全部記載のもの※住民票コード・個人番号は省略）
- ⑥ 戸籍謄本（名義人と同居予定者の親族関係が分かるもの）
- ⑦ 所得証明書（現入居者及び同居予定者で16歳以上の方全員）

※以下は該当する場合に提出が必要です。

- ・勤務先が変わった方  
収入証明書（今年の1月2日以降に現在のお勤め先に就職した場合）
- ・退職した方  
離職票または雇用保険受給資格者証の写しもしくは退職証明書
- ・生活保護を受給している方  
生活保護受給証明書
- ・各種障がいの認定を受けている方  
障がい者手帳の写し

## ～ その他の手続きについて ～

上記以外に、婚姻により姓が変わった・名義人が死亡または離婚等により転出した場合で引き続き入居を希望する場合等は各種手続きが必要です。申請の種類により必要な提出書類が異なりますので、該当する方は窓口までお越しください。